

周南市徳山駅前賑わい交流施設に掲げる名称決定の経緯について説明責任を果たし、謝罪を求める決議について

本市議会は、周南市徳山駅前賑わい交流施設に掲げる名称決定に関し、市に要望するため、別紙のとおり決議するものとする。

平成29年9月5日 提出

提出者 周南市議会
中心市街地活性化対策特別委員会
委員長 福 田 文 治

(別紙)

周南市徳山駅前賑わい交流施設に掲げる名称決定の経緯について説明
責任を果たし、謝罪を求める決議

周南市徳山駅前賑わい交流施設は、市民、議会と共に、よりよい施設となるよう議論を重ねながら建設を進めてきた経緯がある中、同施設に掲げる名称は、市民、議会不在の中で決定された。

このことは、極めて遺憾である。

平成30年2月の開館を市民と共に喜び、親しみの持てる施設となるよう努められたい。

そのためにも、市民、議会に対し、同施設に掲げる名称決定の経緯等を、改めて十分に説明するとともに、責任を明確にし、謝罪することを求める。

以上、決議する。

平成29年9月5日

山口県 周南市議会